

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～

若者版

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和7年8月28日

-第86号-

「+」から始まる

電話番号にご注意!

相談事例

最近、「+」から始まる番号で何度も電話がかかる。
不審なので出ていないが、何だろうか。



アドバイス

- 電話番号の先頭についている「+」と数字は、「国番号」と呼ばれるもので、海外からの国際電話に表示されます。
- 電話に出ると日本語で代金収納会社を名乗り、「未納料金が30万円ある」と言われたり、自動音声で「まもなく送電が止まります。確認したい場合は1番を押してください」とガイダンスが流れるなど、詐欺の電話である可能性が高いので注意してください。
- 万が一、電話に出てしまった場合、個人情報絶対に伝えないこと、また、自動音声ガイダンスは最後まで聞かずに電話を切ることも大切です。
- 不安に思ったときは、お近くの消費生活センター等や警察に相談しましょう。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

通電火災は、停電後の電気の復旧時に、電気ストーブなどの電熱器具が意図せず作動し、可燃物と接触して起こる場合や、水没したり損傷したりした電気機器に電気が流れることで発生する場合があります。

消費者へのアドバイス

<災害による停電発生時>

- 停電復旧時に意図しない作動を防ぐため、特にヒーターを内蔵した電気ストーブなどの電熱器具は、電源プラグをコンセントから抜きましょう。

<停電復旧時>

- 浸水などの被害を免れた電気機器を使う際は、機器の外観に異常がないか、電源プラグやコードに損傷はないかなどを確認してから分電盤のブレーカーを入れ、機器の電源プラグを1台ずつコンセントに差し、様子を確認しながら使用しましょう。

<日ごろからの備え>

- 電気ストーブやヒーター類などの電熱器具の周辺に可燃物を置かないようにしましょう。
- 地震発生時などに可燃物が散乱しないよう家具は固定しましょう。



消費者ホットライン「188番」

お住いの地域の〒（郵便番号）が

分かる ①
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②
お住いの地域を選択
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または
山口県消費生活センター等に繋がります

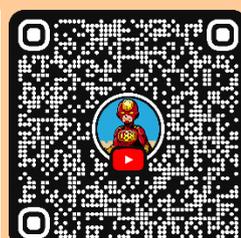
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube